

# 知識財産基本法施行令

大統領令第 23036 号 2011.07.19      他法改正 大統領令第 24852 号 2013.11.20  
大統領令第 24230 号 2012.12.12      他法改正 大統領令第 25751 号 2014.11.19  
他法改正 大統領令第 24429 号 2013.03.23      他法改正 大統領令第 28210 号 2017.07.26

## 第 1 章 総則

**第 1 条(目的)** この令は、「知識財産基本法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 2 条(民間の政策参与)** 国家及び地方自治団体は、「知識財産基本法」(以下“法”という)第 4 条第 1 項及び第 2 項による施策を用意するときには、関連研究機関、法人・団体、民間専門家の意見を十分に聞いてこれを反映しなければならない。

## 第 2 章 知識財産政策の樹立及び推進体系

**第 3 条(関係中央行政機関の範囲)** 法第 7 条第 3 項第 1 号による関係中央行政機関は、次の各号の機関とする。

1. 企画財政部
2. 教育部
3. 科学技術情報通信部
4. 外交部
5. 統一部
6. 法務部
7. 行政安全部
8. 文化体育観光部
9. 農林畜産食品部
10. 産業通常資源部
11. 保健福祉部
12. 環境部
13. 国土交通部
14. 海洋水産部
- 14 の 2. 中小ベンチャー企業部
15. 国家情報院
16. 国務調整室

17. 放送通信委員会
18. 公正取引委員会
19. 金融委員会
20. 関税庁
21. 文化財庁
22. 削除
23. 特許庁
24. 気象庁

**第4条(委員会の構成)** 法第7条第3項第1号による委員は、第3条第1号から第4号まで、第8号から第11号まで、第15号、第16号、第18号及び第23号に規定された機関の長とする。

**第5条(委員会の運営)** ① 法第6条第1項による国家知識財産委員会(以下“委員会”という)の委員長(以下“委員長”という)は、会議を召集するときには、会議の日時、場所及び会議に付す案件を会議開催7日前までに各委員に知らせなければならない。ただし、緊急な事情やその他のやむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

② 委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

③ 委員会は、案件審議等のために必要ならば委員会の委員ではない中央行政機関の長に所管分野の案件と関連して委員会に参加して意見を提示させたり、関係専門家を参加させて意見を聞くことができる。

④ 委員会は、議事録を作成して備えておかななければならない。

⑤ 委員会の審議に付す案件の事前検討、部署間の異見調整等の事務を効率的に遂行するために、委員会に実務運営委員会を置くことができる。

⑥ 第5項による実務運営委員会は、第4条による委員が所属した機関の高位公務員団に所属する公務員で構成する。

**第6条(専門委員会の構成及び運営)** ① 法第7条第6項によって委員会に次の各号の専門委員会を置く。

1. 知識財産創出専門委員会
2. 知識財産活用専門委員会
3. 知識財産保護専門委員会
4. 知識財産基盤専門委員会
5. 新知識財産専門委員会

② 第1項各号による専門委員会(以下“専門委員会”という)は、専門委員会の委員長1人を含んだ15人以内の委員で構成し、専門委員会の委員長及び委員は、委員長が該当分野の専門知識と経験が豊富な人の中で委嘱する。

③ 専門委員会は、委員会の審議に付す案件をあらかじめ検討・調整し、該当分野の懸案等に対して論議し、その結果を委員会に報告することができる。

④ 専門委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

⑤ 専門委員会委員長の任期は1年とし、委員の任期は2年とする。

⑥ 専門委員会は、案件の効率的な検討のために必要ならば小委員会を構成・運営することができる。

⑦ 委員長は、緊急な事案に対する専門的な検討のために必要ならば委員会の議決を経て専門委員会の他に制限

的な特別専門委員会を構成・運営することができる。

**第7条(手当と旅費)** 委員会、実務運営委員会、専門委員会及び特別専門委員会(以下“委員会等”という)に出席した委員、関係人及び意見を提出した専門家には、予算の範囲で手当と旅費を支給することができる。ただし、公務員である委員がその所管業務と直接的に関連して出席する場合には、この限りでない。

**第8条(運営細則)** この令で規定した事項の他に委員会等の構成・運営及び第14条による知識財産戦略企画団の運営に必要な詳細事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

**第9条(国家知識財産基本計画の樹立手続き)** ① 科学技術情報通信部長官は、法第8条第1項によって国家知識財産基本計画(以下“基本計画”という)開始年度の前年度の12月31日までに基本計画を樹立しなければならない。

② 科学技術情報通信部長官は、基本計画を樹立するために基本計画開始年度の前年度4月30日までに基本計画樹立指針を用意して関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下“市・道知事”という)に通報しなければならない。

③ 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画開始年度の前年度6月30日までに第2項の指針に従い所管分野の知識財産に関する計画課施策等を作成して国務総理に提出しなければならない。

④ 科学技術情報通信部長官は、第3項によって関係中央行政機関の長及び市・道知事が提出した所管分野の知識財産に関する計画課施策を総合して作成した基本計画を委員会の審議を通して確定しなければならない。

⑤ 科学技術情報通信部長官は、基本計画が樹立されるか変更されたときには、その内容を遅滞なく関係中央行政機関の長及び市・道知事に知らせ、官報又は関係中央行政機関のホームページ等に公告しなければならない。

⑥ 法第8条第2項ただし書きで“大統領令で定める軽微な事項”とは、次の各号のいずれか一つに該当する事項をいう。

1. 基本計画に含まれた実践課題と詳細課題の構成及び内容
2. 実践課題と詳細課題の主管機関又は関係機関
3. その他に計算錯誤、誤記、抜落ち等基本計画の本質的な内容に影響を及ぼさない事項

**第10条(施行計画の樹立手続き)** ① 科学技術情報通信部長官は、法第9条第1項による国家知識財産施行計画(以下“施行計画”という)を樹立するために毎年7月31日までに施行計画樹立指針を用意して関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない。

② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第1項の指針に従い毎年10月15日までに所管分野の推進計画を樹立して科学技術情報通信部長官に提出しなければならない。

③ 科学技術情報通信部長官は、毎年12月31日までに第2項によって提出された推進計画を総合して作成した施行計画を委員会の審議を通して確定しめた後、関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない。

④ 法第9条第2項ただし書きで“大統領令で定める軽微な事項”とは、次の各号のいずれか一つに該当する事項をいう。

1. 施行計画に含まれた単位事業の施行時期
2. 単位事業の主管機関又は関係機関
3. その他に計算錯誤、誤記、抜落ち等施行計画の本質的な内容に影響を及ぼさない事項

**第 11 条(推進状況の点検・評価)** ① 委員会は、法第 10 条第 1 項による推進状況の点検及び評価のために、基本計画または施行計画が終了する年の 6 月 30 日までに点検及び評価指針を用意して関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない

② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第 1 項の指針に従い次の各号の期間までに基本計画及び施行計画の推進実績を委員会に提出しなければならない。

1. 基本計画:基本計画が終了した翌年 3 月 31 日まで
2. 施行計画:施行計画が終了した翌年 1 月 31 日まで

③ 委員会は、第 2 項によって提出された基本計画及び施行計画の推進実績を点検・評価し、その結果及び改善意見を次の各号の期間までに関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない。

1. 基本計画:基本計画が終了した翌年 5 月 31 日まで
2. 施行計画:施行計画が終了した翌年 3 月 15 日まで

④ 第 3 項によって改善意見の通報を受けた関係中央行政機関の長及び市・道知事は、その通報を受けた日から 30 日以内にその改善に必要な計画を樹立して委員会に提出しなければならない。

⑤ 委員会は、第 4 項によって提出された改善計画の移行状況を点検するために必要ならば法第 14 条によって関係中央行政機関の長及び市・道知事に関連資料を提出するように要請することができる。

**第 12 条(知識財産事業に対する成果分析)** ① 委員会は、法第 6 条第 2 項第 3 号による知識財産関連財源の配分方向及び効率的運用に関する事項(以下“財源配分方向等”という)を審議・調整するために、知識財産事業(知識財産の創出・保護・活用及びその基盤の造成又は関連産業の育成のために予算や基金等で支援する事業をいう。以下同じ。)に対する成果分析を実施しなければならない。この場合、政府が推進する研究開発事業(以下“国家研究開発事業”という)に対しては「科学技術基本法」第 12 条による評価結果を活用し、国家研究開発事業以外の財政事業に対しては「国家財政法」第 8 条第 6 項による評価結果を活用する。

② 委員会は、知識財産事業の成果を分析するために、法第 14 条によって関係中央行政機関、地方自治団体、関係教育・研究機関及び知識財産事業に参加する法人又は団体に事業施行計画書(計画及び実績に対する事項を含む)等、必要な資料の提出を要求することができる。

**第 13 条(知識財産財源配分方向等の検討・審議)** ① 委員会は、財源配分方向等を審議・調整するために必要な次の各号の資料を関係中央行政機関の長に要請することができる。

1. 「科学技術基本法」第 12 条の 2 による国家研究開発事業の投資優先順位に対する意見書
2. 「国家財政法」第 28 条による当該会計年度から 5 会計年度以上の期間の間の新規事業、及び企画財政副長官が定める主要継続事業に対する中期事業計画書
3. 「国家財政法」第 31 条第 1 項によって企画財政副長官に提出する該当機関の予算要求書
4. その他に財源配分方向等の審議・調整のために必要な資料

② 第 1 項による要請を受けた関係中央行政機関の長は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。

③ 委員会が財源配分方向等を審議したときには、関係中央行政機関の長に意見を提示することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、委員会の意見を反映するように努力しなければならない。

**第14条(事務機構の設置)**① 委員会の円滑な業務遂行を支援するために、法第11条第1項及び第3項によって委員会に知識財産戦略企画団(以下“企画団”という)を置く。

② 企画団に団長1人を置き、団長は、**任期制公務員**に補す。ただし、特別な事情がある場合には**科学技術情報通信**部所属一般職公務員に補することができる。

③ 企画団は、次の各号の業務を遂行する。

1. 委員会等の運営支援に関する事項
2. 委員会の審議に付す案件の作成・検討及び協議・調整
3. 基本計画及び施行計画の樹立支援及び協議・調整
4. 知識財産と関連した調査・研究の発掘・推進及び事業の支援
5. 委員会活動の広報及び対外協力
6. その他に委員会等の業務遂行を支援するために委員長が指示する事項

**第15条(知識財産政策責任官の指定等)**① 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、法第12条によって所属公務員のうち次の各号に該当する人を知識財産政策責任官に指定することができる。

1. 関係中央行政機関:高位公務員団に所属する公務員及び3級又はこれに相当する国家公務員
2. 市・道:3級以上又はこれに相当する公務員

② 第1項による知識財産政策責任官は、所属機関の業務と関連した次の各号の事項を総括する。

1. 知識財産関連政策及び計画の樹立・調整
2. 知識財産関連事業評価
3. 知識財産関連分野に対する投資
4. その他に所属機関の知識財産関連業務

**第16条(法令の制定・改正等による通報)**① 関係中央行政機関の長と市・道知事は、法第13条第1項によって法令を制定・改正しようとする場合、又は主要政策及び計画を樹立・変更しようとする場合には、次の各号の区分によるときに委員会にその内容を通報しなければならない。

1. 法令の制定又は改正:「法第業務運営規定」第11条第1項及び第2項によって関係機関の長に法令案を送るとき

2. 主要政策及び計画の樹立又は変更:樹立又は変更する30日前。ただし、法令で該当主要政策及び計画に関して関係機関と協議するようにした場合には、その規定に従って関係機関と協議するとき

② 委員会は、第1項によって通報された法令又は主要政策及び計画の内容を検討する場合、その内容が知識財産に関する中長期計画に関連するときには、基本計画との連繋性を検討しなければならない。

③ 委員会は、第2項による検討結果を第1項の通報を受けた日から20日以内に書面で関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない。

**第17条(年次報告書の作成)**① **科学技術情報通信部長官**は、第11条第2項によって提出された施行計画の推進実績を総合した後、法第15条第1項による年次報告書を作成して毎年3月31日までに国会に提出しなければならない。

② 年次報告書には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 知識財産関連の動向
2. 前年度の知識財産施行計画の主要内容及び成果

### 第3章 知識財産の創出・保護、活用促進及び基盤造成

**第18条(知識財産の創出促進及び補償)** ① 法第16条第6号による公共研究機関及び事業者等の国内外共同研究開発活性化支援に関する施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 共同研究開発成果の公正な分配・利用及び補償に関する事項
2. 共同研究開発の投資拡大及び財源調達に関する事項
3. 公共研究機関と事業者等の相互交流及び協力強化と研究開発資源の共同活用に関する事項
4. その他に共同研究開発活性化に必要な事項

② 法第19条による知識財産創出者に対する正当な補償に関する施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 知識財産創出者の処遇改善に関する事項
2. 国内外の実態調査及び法・制度改善に関する事項
3. 知識財産創出者補償に対する教育・広報及び認識向上に関する事項
4. 知識財産創出者補償の公正性・透明性確保及び手続き簡素化に関する事項
5. その他に知識財産創出者の権益保護のために必要な事項

**第19条(情報・捜査機関に対する協力要請)** 法第23条第2項によって、委員会と関係中央行政機関の長は、情報・捜査機関の長に次の各号の事項に対する協力を要請することができる。

1. 知識財産権の侵害現況等、知識財産保護関連現況の調査
2. 知識財産権紛争の解決支援
3. 外国情報・捜査機関に対する必要な措置要求
4. 知識財産関連情報網ハッキング等に対する保安対策支援
5. 外国の知識財産制度・政策現況等の調査・研究支援
6. その他に知識財産権侵害事件対応に必要な事項

**第20条(外国での知識財産保護)** ① 関係中央行政機関の長は、法第24条による外国での知識財産保護と関連して委員会の審議・調整が必要と判断される場合には、法第6条第2項第5号によって委員会の審議を要請することができる。

② 在外公館の長は、外国で大韓民国国民(国内法によって設立された法人・団体を含む)から法第24条第2項による要請を受けたときには、遅滞なく外交部長官にその事実を報告しなければならない。

**第21条(知識財産の国際標準化)** 関係中央行政機関の長は、法第30条によって知識財産の国際標準化のために所管知識財産分野に関する次の各号の事業をすることができる。

1. 知識財産の標準化事業

2. 知識財産の標準化を連携した研究・開発事業
3. 知識財産の標準化関連基盤の構築事業
4. 知識財産の標準化関連専門人材の養成事業
5. その他に知識財産の標準化に必要な事業

**第 22 条(国家知識財産分類表の作成等)** ① 科学技術情報通信部長官は、法第 31 条第 1 項第 2 号による知識財産情報の分類体系を確立するために、委員会の審議を経て国家知識財産分類表を作成することができる。

② 科学技術情報通信部長官は、3 年ごとに外国の知識財産分類動向を調査・分析し、新しい知識財産の出現等を考慮して第 1 項による国家知識財産分類表を修正・補完しなければならない。

③ 関係中央行政機関の長は、第 1 項による国家知識財産分類表を次の各号の業務遂行に積極活用しなければならない。

1. 知識財産事業の研究企画・評価及び管理
2. 知識財産の予測及び価値評価
3. 知識財産情報の管理・流通
4. その他に知識財産関連政策の樹立及び執行

**第 23 条(知識財産経営認証及び支援等)** 法第 32 条第 2 項により、関係中央行政機関の長は、関係法令で定めるところによって所管分野の中小企業を対象に知識財産経営認証をすることができる。

**第 24 条(知識財産専門人材養成の施策等)** ① 法第 34 条第 1 項により、関係中央行政機関の長は、所管知識財産分野の専門人材を養成するための施策を用意して推進しなければならない。

② 第 1 項の施策には、次の各号の内容が含まれなければならない。

1. 知識財産専門人材の中長期需要・供給展望
2. 知識財産専門人材の養成・供給計画
3. 知識財産専門人材に対する技術訓練及び再教育促進
4. 知識財産教育の質的強化方案

**第 25 条(知識財産研究機関の調査・研究)** 委員会は、法第 35 条第 1 項による研究機関に次の各号の業務遂行に必要な調査・研究をさせることができる。

1. 法第 6 条第 2 項各号の事項に対する審議・調整
2. 法第 31 条による知識財産情報の生産・流通及び活用を促進するための施策用意
3. 法第 34 条による知識財産専門人材の養成
4. その他に委員会の審議・調整と関連した業務

**付 則 <第 23036 号,2011.7.19>**

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(基本計画及び施行計画樹立手続きに関する経過措置)① 第 9 条第 2 項及び第 3 項は 2012 年から始まる基本計画の樹立手続きには適用しない。

②第 10 条にかかわらず、2012 年度施行計画を樹立する場合には、同条第 1 項中“7 月 31 日までに”を“9 月 30 日までに”とみ、同条第 2 項中“10 月 15 日までに”を“11 月 30 日までに”とみる。

第 3 条(他の法令の改正) 省略

**付 則<第 24230 号、2012.12.12>**

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(推進状況の点検・評価に関する適用例) 第 11 条第 1 項の改正規定中、施行計画に関する部分は、この令施行後最初に樹立する施行計画から適用する。

**付 則 <大統領令第 24429 号、2013.3.23>(国務調整室とその所属機関職制)**

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法令の改正) ①から⑥まで 省略

⑦ 知識財産基本法施行令の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のようにする。

1. 企画財政部
2. 未来創造科学部
3. 教育部
4. 外交部
5. 統一部
6. 法務部
7. 安全行政部
8. 文化体育観光部
9. 農林畜産食品部
10. 産業通常資源部
11. 保健福祉部
12. 環境部
13. 国土交通部
14. 海洋水産部
15. 国家情報院
16. 国務調整室
17. 放送通信委員会



- 18. 公正取引委員会
- 19. 金融委員会
- 20. 関税庁
- 21. 文化財庁
- 22. 中小企業庁
- 23. 特許庁
- 24. 気象庁

第4条中“第3条第1号から第3号まで、第7号から第10号まで、第13号、第14号、第16号、第17号及び第22号に規定された機関の長”を“第3条第1号から第4号まで、第8号から第11号まで、第15号、第16号、第18号及び第23号に規定された機関の長”にする。

第9条第1項から第5項まで及び第10条第1項中“国務総理は”をそれぞれ“未来創造科学部長官は”にする。

第10条第2項中“国務総理”を“未来創造科学部長官”にし、同条第3項中“国務総理は”を“未来創造科学部長官は”にする。

第14条第2項ただし書き中“国務総理室”を“未来創造科学部”にする。

第17条第1項中“国務総理は”を“未来創造科学部長官は”にする。

第20条第2項中“外交通商部長官”を“外交部長官”にする。

第22条第1項及び第2項中“国務総理は”をそれぞれ“未来創造科学部長官は”にする。

⑧及び⑨ 省略

#### 付 則 <大統領令第 24852 号、2013.11.20>(公務員任用令)

第1条(施行日) この令は、2013年12月12日から施行する。

第2条から第7条まで 省略

第8条(他の法令の改正) ①から<43>まで 省略

<44> 知識財産基本法施行令の一部を次のように改正する。

第14条第2項本文中“契約職公務員”を“任期制公務員”にする。

<45>から<50>まで 省略

第9条 省略

#### 付 則 <大統領令第 25751 号、2014.11.19>(政府組織法)

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する。ただし、付則第5条の規定により改正された大統領令中、この令施行前に公布された、または施行日が到来していない大統領令を改正した部分は各々該当大統領令の施行日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法令の改正) ①から<44>まで省略

<45>知識財産基本法施行令一部を次の通り改正する。

第3条第2号・第3号及び第7号を各々次の通りとする。

- 2. 教育部

- 3. 未来創造科学部
- 7. 行政自治部
- <46>から<418>まで省略

付 則 <大統領令第 28210 号、2017.7.26>(科学技術情報通信部とその所属機関職制)

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条(他の法令の改正) ①から<58>まで省略

<59>知識財産基本法施行令の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号及び第 7 号を各々次のようにし、同条に第 14 号の 2 を次のように新設し、同条第 22 号を削除する。

3. 科学技術情報通信部

7. 行政安全部

14 の 2. 中小ベンチャー企業部

第 9 条第 1 項・第 2 項・第 4 項・第 5 項、第 10 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 22 条第 1 項・第 2 項のうち“未来創造科学部長官”を各々“科学技術情報通信部長官”とする。

第 14 条第 2 項ただし書のうち“未来創造科学部”を“科学技術情報通信部”とする。

<60>から<70>まで省略